輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負等業者選考委員会規則

（平成21年9月11日規則第6号）

（設置）

第1条　本組合の建設工事、調査設計業務、建物の管理業務の請負及び物品の購入等（以下「工事等」という。）の適正な施行を図るため、輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負等業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（選定）

第2条　工事等を請負させようとするときは、事務局長（以下「局長」という。）は、委員会に対し工事等請負候補者（以下「候補者」という。）の選定を求めなければならない。ただし、軽易なものの請負に係るものについては、省略することができる。

（職務）

第3条　委員会において審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）候補者の資格審査

（2）候補者の選定

（3）指名停止に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（組織）

第4条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）副組合長

（2）局長

（3）管理課長

2　前項の規定にかかわらず、必要により委員会に次に掲げる者を加えることができる。

（1）当該工事等の予算を所管する会計管理者

（2）前号に掲げるもののほか、委員長において必要と認める者

（委員長）

第5条　委員会に委員長を置き、副組合長をもってこれに充てる。

2　委員長は、委員会の会務を処理し、会議の議長となる。

3　委員長に事故があるときは、局長がその職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上の出席で成立する。

3　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（秘密の保持）

第7条　委員会の審議は、公開しないものとし、会議に出席した者は、審議内容について秘密を厳守しなければならない。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則（平成21年9月11日規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。